

秋田県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和7年4月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	川添下浜停車場線	A	秋田市下浜羽川雪車田76番2から下浜羽川堂ノ前119番2まで	7.60～14.80	0.163
			B	秋田市下浜羽川雪車田76番2から下浜羽川堂ノ前119番2まで	8.00～17.53	0.101
	新	川添下浜停車場線	A	秋田市下浜羽川雪車田76番2から下浜羽川堂ノ前119番2まで	7.60～14.80	0.163

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和7年4月25日（金）から同年5月9日（金）まで（秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）